

令和6年度 山辺町住宅リフォーム支援事業

地域経済の活性化及び町民の住環境の質の向上を図るため、町民が自ら居住する住宅を町内または県内の施工業者を利用してリフォーム（山形県住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱に該当するリフォーム）を行う場合に工事費用の一部を助成する事業です。

ただし、**既に着工している工事や完了している工事は対象になりません。**

対象となる工事

- ① 山辺町内にあり、自らが所有し、自らが居住する住宅のリフォーム工事であること。
併用住宅の場合、居住部分のみが対象です。
- ② 補助要件工事（別紙点数表）を10点以上含んでいるリフォーム工事であること。
ただし、工事金額が税込50万円未満の場合は5点以上であること。
- ③ **山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人**と工事請負契約を締結すること。
- ④ 山形県住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱に適合する工事であること。
- ⑤ この工事について、**他の補助金、利子補給などの制度を重複して申請しない**こと。
※ただし、請負工事契約の内容により他の補助金と併用できる場合があります。

補助金の額

①一般リフォーム工事

補助金の額は、補助対象工事費用の**10分の1**、上限額**12万円**です。

10分の1を乗じた額に千円単位未満がある場合は、切り捨てて計算します。

※補助対象工事費用は以下のものです。

- ・ 補助要件工事費（基準点の算出に係る工事）
- ・ 補助要件箇所以外の部分にかかるリフォーム工事費（ただし、②減災対策工事については除外する。）
- ・ 設計費、工事監理費及び消費税

※移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯にあたる場合は、以下の金額になります。

- ・ 補助対象工事費用の**3分の1**、上限額**30万円**
- ・ 3分の1を乗じた額に千円単位未満がある場合は、切り捨てて計算します。

★移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯については、「補足」をご確認ください。

②減災対策工事

補助金の額は、補助対象工事費用の**5分の4**、上限額**30万円**です。

5分の4を乗じた額に千円単位未満がある場合は、切り捨てて計算します。

※補助対象工事費用は以下のものです。

- ・ 補助要件工事費（基準点の算出に係る工事）
- ・ 設計費、工事監理費及び消費税

※上記①と②の工事は併用することができる。

補助の申請ができる方

次のすべての項目にあてはまる方が申請することができます。

- ・ 補助の対象となる住宅のリフォーム等工事を行う方。

- ・申請時において山辺町に住所を有する者であること。または工事完了届の提出時までに山辺町に転入手続きを行い、居住すること。
- ・令和7年1月31日までに工事完了報告書を提出することができること。
- ・今年度既にこの制度を受給していないこと。また、令和6年度住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金を申請していないこと。
- ・住宅に居住する方全員について、過年度分も含め、諸税（町税等）を滞納していないこと。
- ・暴力団員ではないこと。または、暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

申請方法

申請受付開始 **令和6年4月22日（月）**
※募集期間内での先着順になります。

申請受付窓口 山辺町建設課 管理用地係（山辺町役場2階）

申請書類

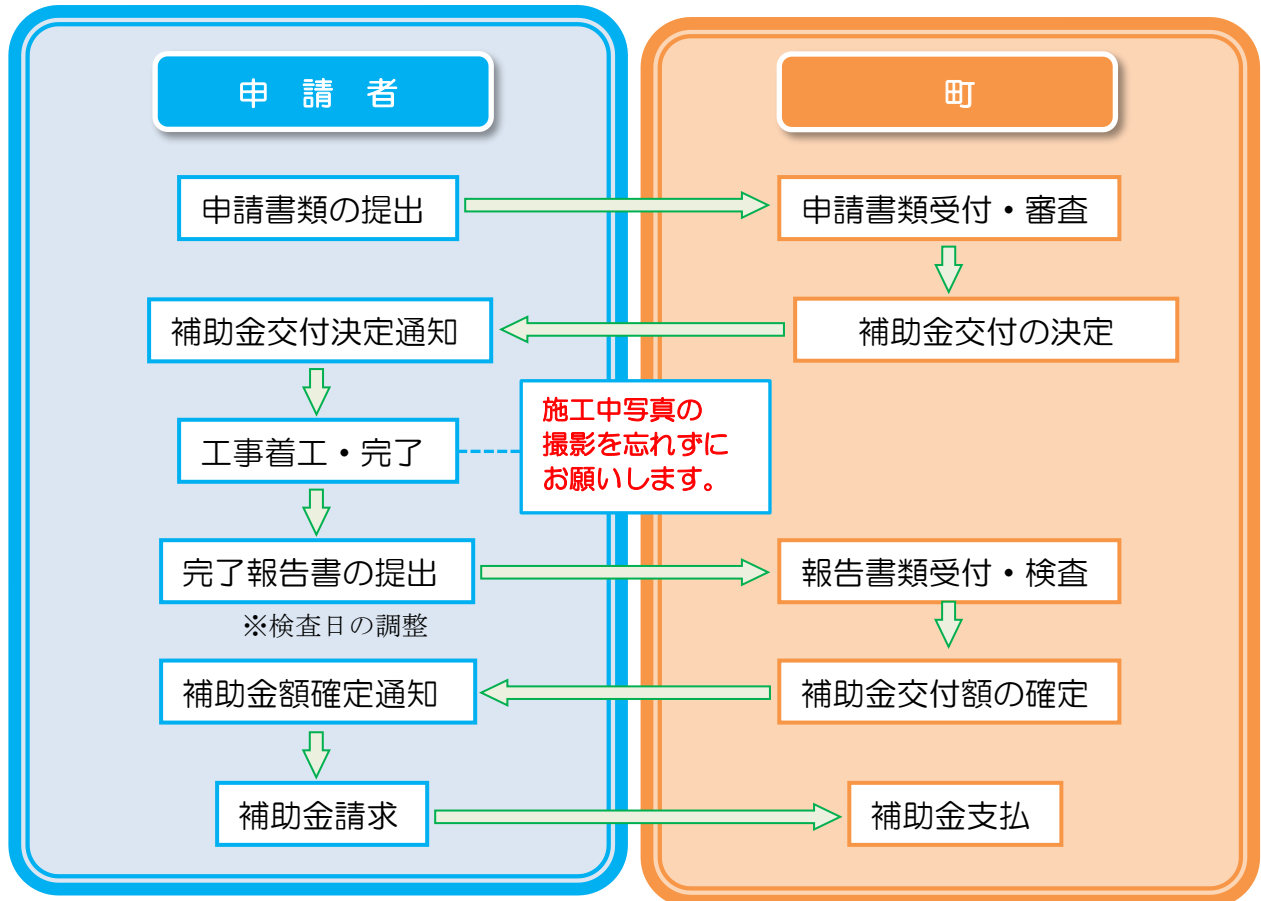
- ・交付申請書
- ・工事内訳見積書
- ・前年度の納税証明書（町外在住者のみ）
- ・その他工事内容等により別途指示する書類
- ・点数算出表
- ・着工前写真
- ・工事設計図
- ・住民票謄本

※補助金額が予算額を上回った時点で、申請受付を終了します。

事業の流れ

※必ず補助金の**交付決定通知日以降に着工**するようにして下さい。(決定通知日より前に着工してしまうと**交付できなくなります**)

また、別途**着工前までに**施行者と**工事契約を締結**して下さい。



※原則、他の補助制度（利子補給制度を含む）とは**併用ができません**。

また、**介護保険からの給付も併用できません**のでご注意ください。

ただし、請負工事契約の内容により、他の補助金との併用が可能な場合があります。

お問い合わせ：山辺町 建設課 管理用地係 TEL023-667-1113（建設課直通）

※ 補足 ※

【移住世帯とは】

平成31年4月1日以降に山形県外から町内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成31年3月31日までの間に町内に住み替え、山辺町に転入届を提出した世帯員がいる世帯。

【新婚世帯とは】

婚姻した日から5年以内である世帯。（戸籍謄本をご準備ください。）

【子育て世帯とは】

平成18年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯。